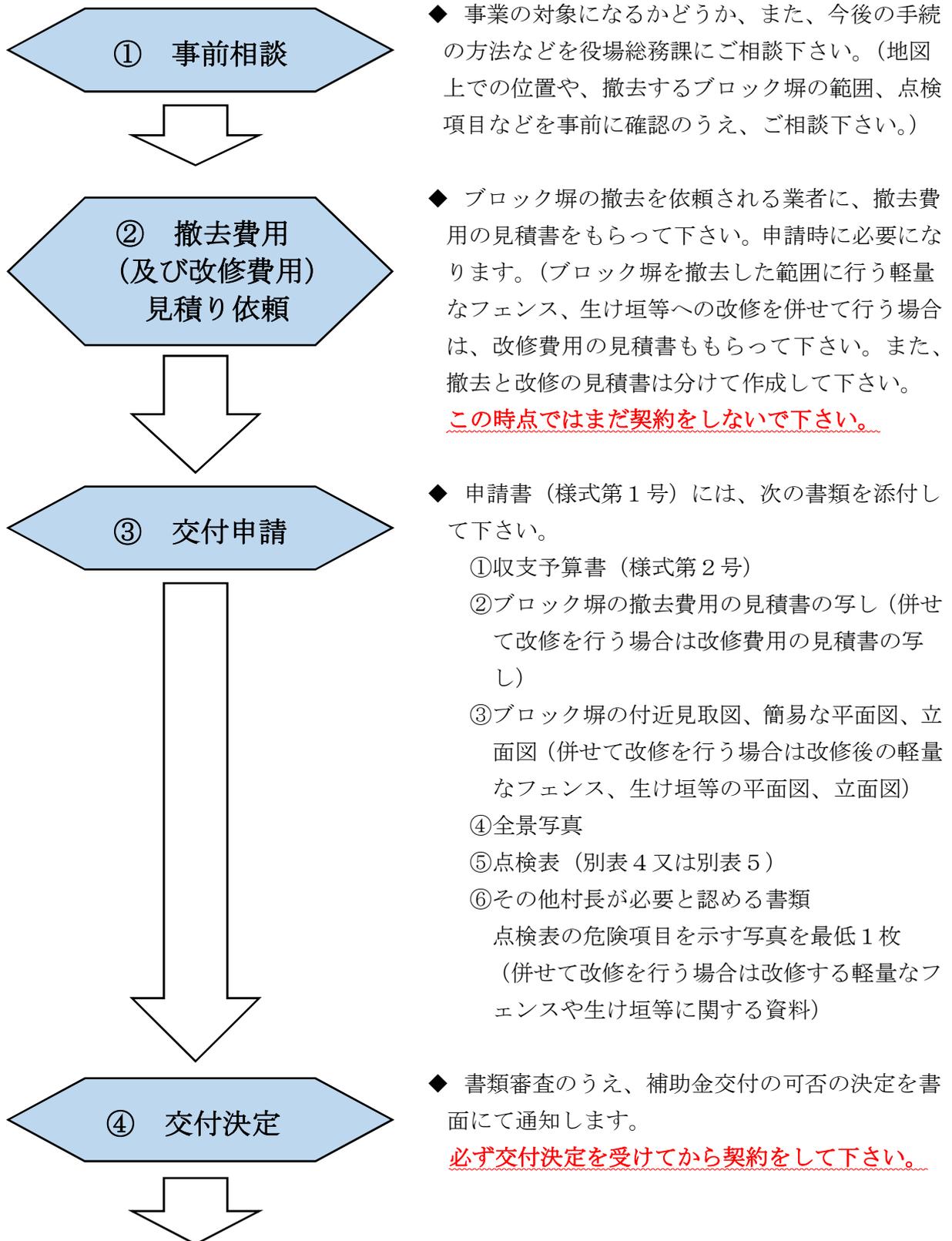
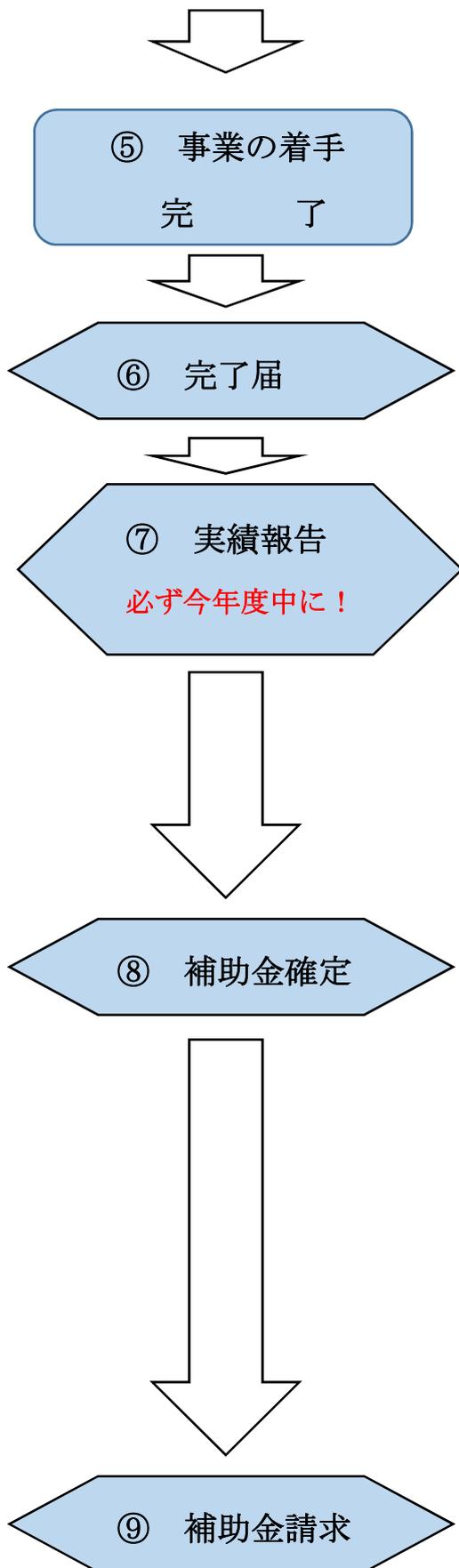


補助金交付申請（ブロック塀の撤去等）の手続きの流れ

※補助金の申し込みは必ず工事（契約）前に行ってください！

※事業は必ず今年度中に完了していただく必要があります。





◆ 事業に着手（契約）したときは、速やかに着手届（様式第5号）を提出して下さい。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付して下さい。

◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届（規則別紙）を提出して下さい。事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）を添付して下さい。

◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して報告して下さい。

①収支決算書（様式第2号）

②ブロック塀の撤去に要した経費の請求書又は領収書の写し

③事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）

④その他村長が必要と認める書類

◆ 書類審査のうえ、補助金の額を確定します。補助金の額は以下の①～③のうち低い額です。撤去と改修を併せて行う場合の補助金額は、最大で25万円となります。

【撤去】

① 工事費用の2/3の額

② 1mあたり9,000円×2/3の額

③ 15万円

【改修】

① 工事費用の1/3の額

② 1mあたり25,000円×1/3の額

③ 10万円

◆ 補助金の請求は補助金等支払請求書（規則様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

①補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し